

沼田市中学校国際交流事業
(オンラインプログラム) 運営委託
募集要項

令和6年4月
沼田市

1 趣旨

社会の国際化が急速に進展する中、沼田市（以下「本市」という。）においても、国際交流の振興を図るため、市内中学生を対象とした海外への派遣事業を実施してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4年度までの間、派遣事業を中止しており、令和5年度は、感染症の影響を受けないオンラインプログラムを実施いたしました。

令和6年度もオンラインによるプログラムを実施することにより、諸外国の生活・文化の見聞や日本の生活・文化の紹介等を行い、国際感覚を身に付け、国際性豊かで友好親善に努める生徒の育成に資するための事業を実施いたします。

事業実施にあたり、民間事業者の豊富な経験やノウハウを活かした効率的なプログラムの実施やICT機器の扱いに優れた人員の確保等、確実に実施できる体制を整えることを目的に、本市にとって最も優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者募集を行うものです。

2 業務概要

(1) 業務名

沼田市中学校国際交流事業（オンラインプログラム）運営委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

本業務の委託料については、5,047千円を上限として、企画提案書に参考見積額を提案してください。

3 応募資格

応募者は単独の法人とし、本プロポーザルに参加するために必要な資格は、次のとおりとします。

- (1) 本市の物品・役務等競争入札参加資格者名簿に登録されており、「研修・講習」若しくはオンラインプログラムに関する内容の登録があること。ただし、本市の競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、必要書類を提出の上、審

査により資格の確認を行います。その上で、優先交渉権者となった場合は、契約締結までに入札参加資格者登録をすることを指名時点の条件とします。

- (2) 沼田市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、又は沼田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 2年以内に手形交換所による取引停止処分（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）を受けていないこと。
- (5) 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）を出していないこと。
- (6) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (8) 沼田市暴力団排除条例（平成24年沼田市条例第21号）に定める暴力団員等と密接な関係を有していないこと。
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 業務実施に関する条件

- (1) 業務の詳細な仕様は、企画提案書に基づき、本市と優先交渉権者の詳細協議により決定します。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、関連する法令を遵守してください。
- (3) 本業務は、再委託できません。

- (4) 本業務の統括責任者は、研修・講習等の講師等としての実務経験が有り、業務遂行に必要なスキル、マネジメント能力やコミュニケーション能力を有する者を選任してください。

5 応募手続

(1) スケジュール

手続内容	期日
募集要項の公表	令和6年4月9日(火)
参加表明に係る質疑締切り	令和6年4月9日(火)～令和6年4月12日(金)
参加表明に係る質疑回答期限	令和6年4月16日(火)
参加表明書等提出期間	令和6年4月16日(火)～令和6年4月22日(月)
提案資格確認結果通知 (企画提案書提出依頼)	令和6年4月24日(水)
企画提案に係る質疑締切り	令和6年4月26日(金)
企画提案に係る質疑回答期限	令和6年5月2日(木)
企画提案書類提出期間	令和6年5月2日(木)～令和6年5月10日(金)
提案内容の書類審査及びヒアリング審査	令和6年5月中下旬(予定)
審査結果通知・公表	令和6年5月中下旬(予定)

(2) 内容

ア 参加表明に係る質疑

(ア) 質問受付期間

令和6年4月9日(火)から令和6年4月12日(金)まで

(イ) 受付方法

「質疑書(様式第1号)」に質問及び必要事項を記入の上、事務局Eメールアドレス宛て(P7に記載)に送付してください。件名は【質問】としてください。電話又は口頭による質問は受付できませんのでご注意ください。

(ウ) 回答方法

質問に対する回答は、4月16日(火)までに本市ホームページに公表します。受付期間中であっても整理できたものから随時公表する予定です。

なお、質問内容も公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。

また、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあ

ります。

イ 参加表明書の受付期間

(ア) 受付期間

令和6年4月16日(火)から令和6年4月22日(月)まで

(イ) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、令和6年4月22日(月)必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

(ウ) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第2号)
- ② 登記事項証明書 「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」
(申請日から3か月以内に発行されたもの)
- ③ 法人概要書(様式第3号)
- ④ 直近の納税証明書「法人税」と「消費税及び地方消費税」(その3の3)
(申請日から3か月以内に発行されたもの)
- ⑤ 資格基準を満たす旨の誓約書(様式第4号)

(エ) 提出部数

6部(正本1部、副本5部)

ウ 審査結果通知(企画提案書提出依頼)

令和6年4月24日(水)に郵送及び電子メールにて通知します。

エ 企画提案に係る質疑

(ア) 質問受付期間

令和6年4月24日(水)から令和6年4月26日(金)まで

(イ) 受付方法

「質疑書(様式第1号)」に質問及び必要事項を記入の上、事務局Eメールアドレス宛て(P7に記載)に送付してください。件名は【質問】としてください。電話又は口頭による質問は受付できませんのでご注意ください。

(ウ) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年5月2日(木)までに本市ホームページに公表します。受付期間中であっても整理できたものから随時公表する予定です。

なお、質問内容も公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。

また、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

オ 企画提案書の受付期間

(ア) 受付期間

令和6年5月2日（木）から令和6年5月10日（金）まで

(イ) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、令和6年5月10日（金）必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

(ウ) 提出書類

企画提案書（任意様式、A4版10枚以内（A3版はA4版2枚とみなす。）とし正本にのみ様式第5号を添付すること。）

- ・沼田市中学校国際交流事業（オンラインプログラム）運営委託プロポーザル審査要領「2 審査の項目及び点数」の選定項目ごとに記載すること。

見積書（A4版、任意様式）

- ・積算根拠を示した内訳を記載すること。
- ・積算根拠は、生徒の参加人数の変動に対応したものとする。

(エ) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(オ) その他

企画提案書の作成に当たり、社名など提出者を特定できる記述はしないでください。（様式第5号は除く。）

6 審査

(1) 審査委員会

沼田市中学校国際交流事業（オンラインプログラム）運営委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書類に基づく審査及び必要に応じてヒアリングを行い、企画提案内容を審査して評価順位を確定します。

(2) 審査の項目、内容及び配点

沼田市中学校国際交流事業（オンラインプログラム）運営委託プロポーザル審査要領により審査します。

(3) 書類審査及びヒアリング

ア 期日

令和6年5月中下旬とし、ヒアリングを実施する場合は、実施日等詳細は当該者に別途通知します。

イ 内容

提出した企画提案書に基づき、質疑応答を行います。

ウ その他

提出書類については、企画提案書提出後の追加・変更は認められません。

(4) 最終審査結果の通知等

ア 最終審査結果通知

(ア) 企画提案書及びヒアリングについて総合的に評価を行い、優先交渉権者及び次点者を選定します。

(イ) 最終審査結果については、優先交渉権者名のみ令和6年5月中下旬(予定)に応募者全員に通知するとともに本市ホームページで公表します。審査及び審査結果に係る問合せ、異議申立ては受け付けません。

7 詳細協議及び契約

(1) 本市は、優先交渉権者と業務内容、契約金額、企画提案内容について詳細協議を行い、協議が整ったとき、契約を締結します。

(2) 前項の協議が整わない場合は、次点者と同様の協議を行います。

(3) 優先交渉権者が、資格要件を満たさないこととなった場合や本プロポーザル手続における不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を締結しないものとします。

(4) 優先交渉権者は、協議が整ったとき、業務開始時までに必要な引継や準備をしてください。なお準備に要する費用は、優先交渉権者の負担とします。

8 その他

(1) 応募書類の作成、ヒアリングに係る費用等、応募に係る費用は参加者の負担とします。

(2) 提出される参加表明書類及び企画提案書類(以下「関係書類」という。)の取扱い

ア 関係書類提出後において、記載された内容の変更は認めません。

イ 関係書類に虚偽の記載があった場合は、その応募は無効とします。

ウ 関係書類を、市の了解なく、公表、使用することはできません。

エ 関係書類は、返却しません。

オ 関係書類は、当該審査以外の目的には使用しません。

カ 関係書類は、審査作業に必要な範囲において複製することがあります。

キ 関係書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用することにより生ずる責任は、原則として応募者が負うこととします。

ク 関係書類に係る著作権は応募者に帰属しますが、沼田市情報公開条例（平成10年沼田市条例第1号）に基づき、個人情報に関する情報や、公開することにより応募者の事業活動に明らかに不利益を与えると認められる情報（技術上の秘密にしているノウハウ等）を除き、原則として公開できるものとします。

（3）応募の取下げ

関係書類を提出後、応募者の都合により応募を辞退する場合には、令和6年4月30日（火）までに辞退届（様式第6号）を事務局宛てに提出してください。

（4）提供資料の扱い

本市が提供する資料は、本件募集に関わる目的以外に使用することを禁止します。

また、目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

9 事務局

沼田市教育委員会事務局学校教育課

〒378-8501

群馬県沼田市下之町 888 番地

電話：0278-23-2111（内線 3311、3312）

FAX：0278-23-1401

E-mail：gakkyo@city.numata.lg.jp